

研究論文

視覚障害者の職業教育に関する歴史的視点からの再考察

宮村 直美

Reconsideration and Reevaluation of Occupational Education among the Visually Impaired from a Historical Perspective

Naomi MIYAMURA

【要旨】

視覚障害者の職業教育について、1900年代に設立されていた盲啞学校を取り上げ、技芸科（鍼灸按摩科）における視覚障害就学者数の増加の要因とその背景について考察した。要因の一つとして、失明傷痍軍人への職業保障が考えられた。その背景としては、戦後、職業を失った多数の傷痍軍人が生み出されたこと、失明傷痍軍人への処遇として、軍人後援会の主催で失明軍人講習会を開き、視力を失った軍人に職業の機会を与えたことを挙げた。要因の二つ目として、視覚障害者の主な職業でもある鍼灸按摩術を学ぶ場が徒弟制度から学校制度へと移行した点が考えられた。その背景として内務省が発令した内務省令第十号「按摩術営業取締規則」及び同第十一号「鍼術灸術取締規則」を取り上げて考察し、なぜ鍼灸按摩業が免許鑑札制になったかという点に言及した。

【キーワード】

視覚障害 盲啞学校 技芸科 鍼灸按摩術 免許鑑札

1 はじめに

特別支援学校の職業教育に関する実証的な歴史研究は、2000年代に入ってから見られるようになった。それらの研究の多くは、大正期以降の盲啞学校における技芸科に注目して史料分析を行っている。盲啞学校とは、現在の特別支援学校の前身的存在といえ、視覚障害者と聴覚障害者が同じ敷地内で学んでいた学校である。技芸科は、盲啞学校に併設され、視覚・聴覚障害者に生活や就労の技能を施す学科であった。

筆者は、「日本における盲啞学校の展開に関する研究」において、盲啞学校における就学者の在籍や履修の様相などを一次史料から整理することによって、技芸科における職業教育が、カリキュラム化された教授法をとっていたこと、就学者の基礎学力の向上と社会的自立に大きく貢献したこと、また、技芸科は、普通科との兼修（普通科に在籍しながら、技芸科の科目を履修すること）が可能であったこと等、その実態を明らかにした¹⁾。しかし、上記研究の中で、視覚障害者の職業教育に関してはその実態の考察が不十分な点も散見された。例えば、1920年代に各道府県に一校以上あった盲啞学校では、視覚障害者の就学者数の増加が見られたが、増加の要因や背景には十分言及することができていない。特に、内務省令によって、視覚障害者の職業である鍼灸按摩術が免許鑑札制になった点については考察が不十分で、今後の課題として残された。そこで本稿において、視覚障害者の職業教育について歴史的な視点から、1900年代に設立・展開されていた盲啞学校における視覚障害者の就学者数の増加の要因とその背景について再考察し、未だその全容が解明されていない盲啞学校の歴史的な性格を探る上での一助としたい。なお、史料引用の際には、視覚障害者を「盲人」と表現する。

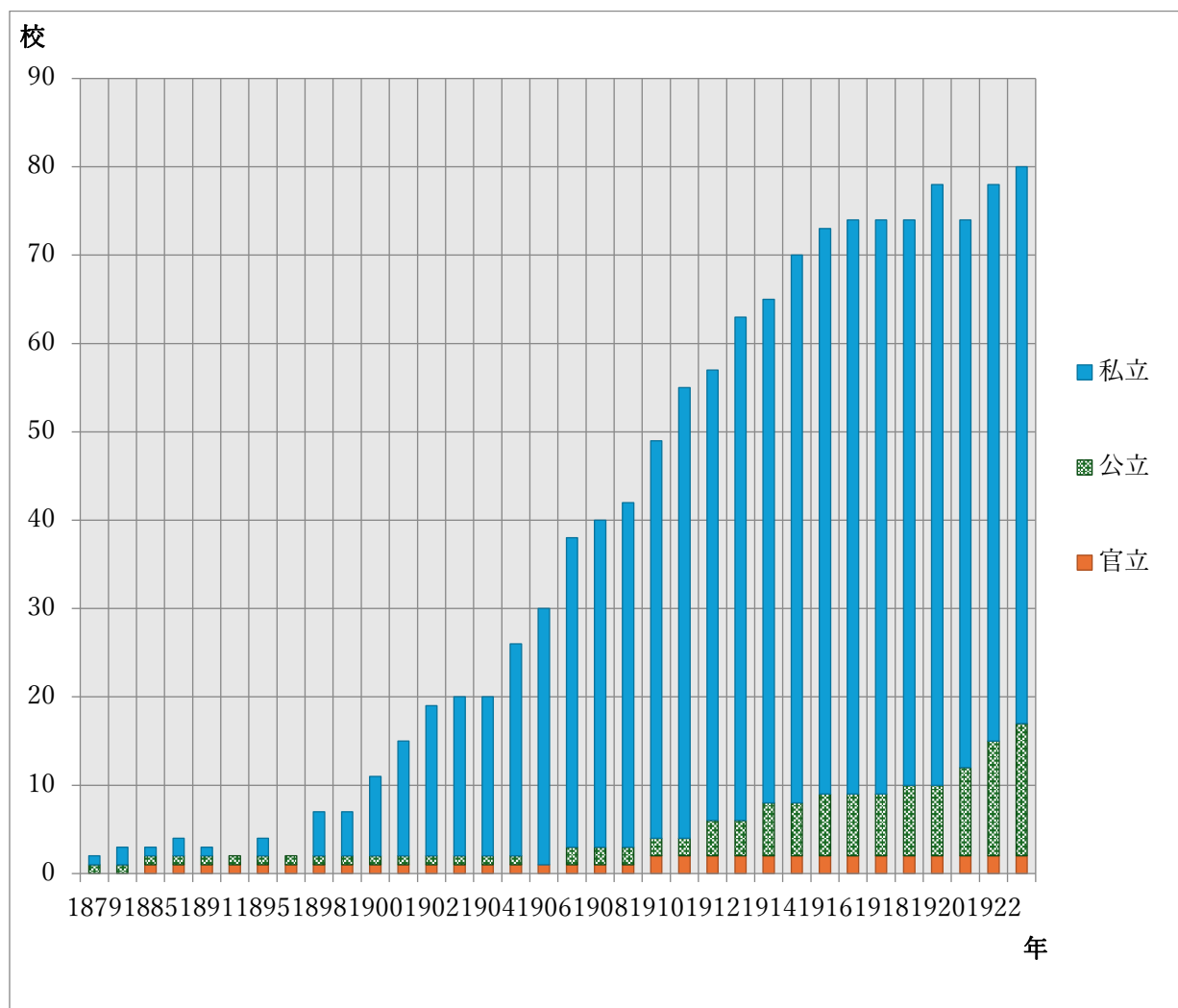
2 1900年代の盲啞学校就学者の様相

盲啞学校の歴史は、1879（明治11）年の京都盲啞院から始まる。1896（明治29）年には4校²⁾であった盲啞学校は、1912（大正元）年には55校³⁾、1919（大正8）年には74校⁴⁾になっている。【図1】か

らも明らかなように、盲啞学校は、1900年代に急増しているが、その構成は、少数の官公立校と多数の私立校であった⁵⁾。1912(大正元)年に設置されていた55校の盲啞学校のうち、官立学校は、東京盲学校・東京聾啞学校の2校であり、公立は、京都市立盲啞院・大阪市立盲啞学校・名古屋市立盲啞学校・秋田県立盲啞学校の4校である⁶⁾。また、官公私立を問わず盲啞学校が設置されていない県は、群馬県・山梨県・福井県・三重県・奈良県・和歌山県・広島県・高知県・宮崎県⁷⁾であった。しかし、1919(大正8)年の盲啞学校調査ではこれらの県にも盲啞学校が設置されている。つまり、1920年頃には各道府県に1校以上の盲啞学校が設立されていたことになるが、それらのほとんどは私立盲啞学校であった。

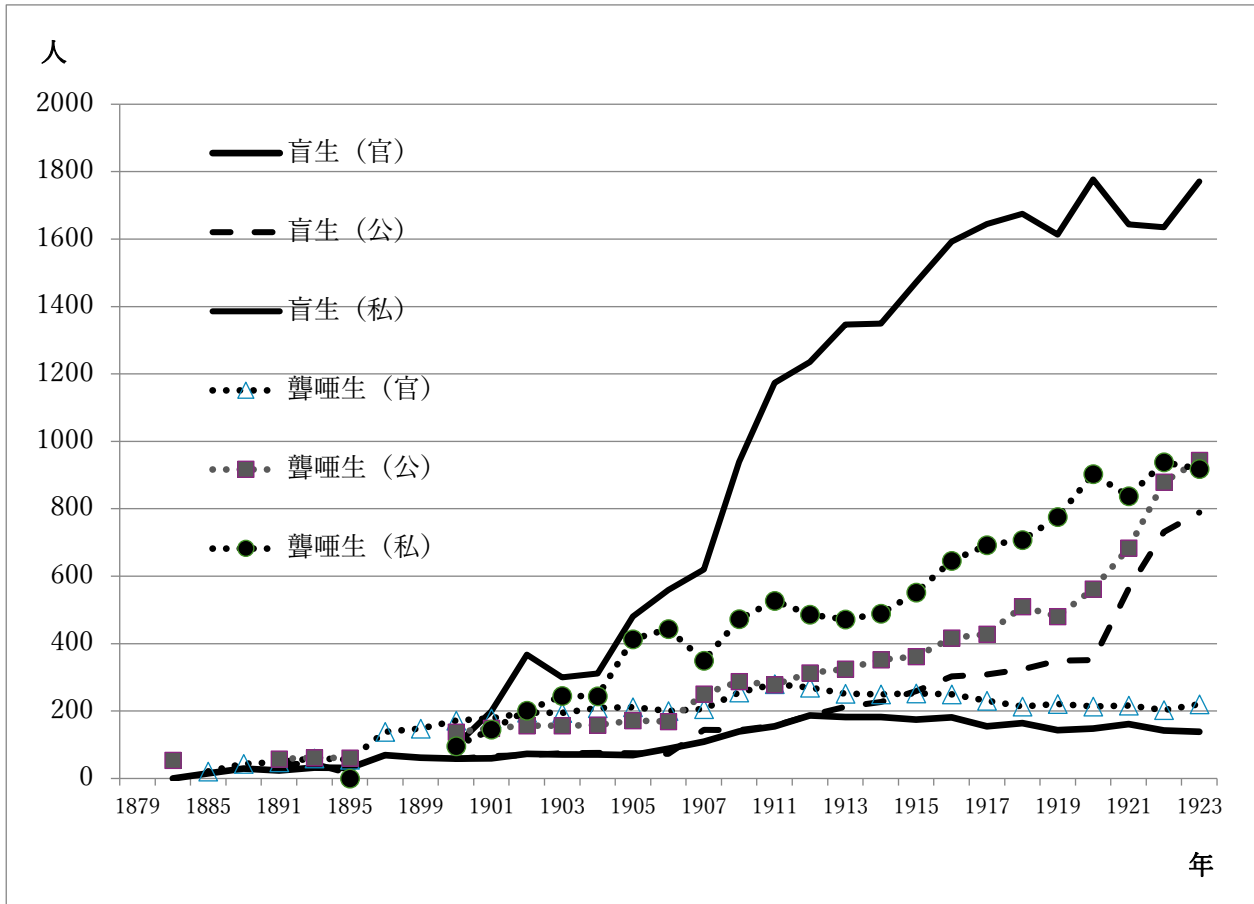
視覚障害者と聴覚障害者がともに就学していた盲啞学校では、文部省の全国実態調査等は、盲部(視覚障害就学者が在籍)と聾啞部(聴覚障害就学者が在籍)に分けられ記録されている。【図2】は、1913(大正2)年までの就学者数の推移だが、それによると、就学者数が大きく増加しているのは私立盲生(視覚障害就学者)数である。これを【図1】の学校数増加の様相と合わせてみると、私立盲啞学校の増加に伴って、盲生(視覚障害就学者)が増加していることがわかる。1900年代の盲啞学校は、その多くが私立盲啞学校であり、視覚障害就学者の割合が大きかったといえる。

【図1】 盲啞学校数の推移(官公私立別)



『文部省第七年報』(1879)～『日本帝国文部省第五十一年報』(1913)より筆者が作成

【図2】官公立・私立別修学者数



「文部省第七年報」(1879)～「日本帝国文部省第五十一年報」(1913)より筆者が作成

3 盲啞学校における視覚障害就学者増加の要因と背景

盲啞学校における視覚障害就学者の全国的な増加の要因の一つとして、失明傷痍軍人へ職業機会が与えられたことが挙げられる。その背景として考えられるのは、日露戦争後の傷痍軍人の処遇が社会問題化していたことである。

傷痍軍人に対する職業保護については、「日露戦争による廃兵のための収容施設として 1906(明治12)年に設置された廃病院」⁸⁾があったこと、日露戦争により「障害となった者が約5万5000人となり、多数の傷痍軍人」⁹⁾が出現し、そのために職業再教育が国の重要な課題となったことが明らかにされている。

官立東京盲啞学校では、1906(明治39)年10月1日に軍人後援会主催で失明軍人講習会が開催されている¹⁰⁾。講習会は、「下士・兵卒と将校との二つのコースに分けられ、前者の修業年限は二か年」であり、「後者は一か年」であった¹¹⁾。講習会の受講者は14名(下士・兵卒)で、「同会の交渉により其費用を以て該講習員を収容すべき寄宿舍を本校構内に建築」する計画であった¹²⁾。官立東京盲啞学校は、盲啞学校教員の養成という性格をもっていたこともあって、この時の卒業生であった陸軍歩兵大尉柴内魁三(岩手県)、陸軍獣医中尉森清克(大分県)はそれぞれの出身県で盲啞学校を設立し、大正期から昭和期にかけて盲・聾教育の推進に貢献した¹³⁾。軍人講演会による他の盲啞学校での講習会の記録は、今後調査の上確認される必要があるが、戦争により視力を失った軍人に対して、国は、鍼灸按摩等の職業教育の機会を与えたと考えられる。

盲啞学校における視覚障害就学者数増加の二つ目の要因として、視覚障害者の職業としての鍼灸按摩術の習得が、徒弟制度から学校制度へと移行したことが考えられる。

徒弟制度とは、職業教育の場において、経験や技術をもった親方層がその職業を希望する者を育成する教育形態である。視覚障害者の職業は中世より当道座に代表される徒弟制度があり、鍼灸按摩術

についても徒弟制度によって技術の伝達が行われていた。ところが、「盲官廃止令」（1871〈明治 4〉年）によって当道座が解体されたことに象徴されるように、視覚障害者の「家族扶養と伝統的職業の基盤」¹⁴⁾は、近代資本主義に移行する過程の中で徐々に崩れていった。

内務省が、内務省令第十号「按摩術営業取締規則」及び同第十一号「鍼術灸術取締規則」によって、1911(明治 44)年から鍼灸按摩業を、免許監札制とすると、視覚障害者の伝統的職業の基盤であった徒弟制度の機能はますます弱体化し、失われていった。

内務省令第十号「按摩術営業取締規則」及び同第十一号「鍼術灸術取締規則」は、試験を甲乙の 2 種に分けており、乙種試験では、「盲人でなければ試験を受けることができない」と規定しているように「盲人保護政策」の側面もあった¹⁵⁾。この結果、徒弟制度も認められてはいたが、「免許にはすべて医学試験を課したので親方層は事実上徒弟教育の能力を失い、受験のための盲学校あるいは鍼灸講習所の設立が促され」、小規模の鍼灸講習所や盲人教育会が設立された¹⁶⁾。これらは「日本型盲学校の原型といえ」1900 年代に入ってから、「親方層に代わる徒弟教育の機能も果たすようにな」った¹⁷⁾。同様に盲啞学校も親方層に代わって徒弟教育の機能を果たすようになった。

内務省令「第十号按摩術営業取締規則」及び同第十一号「鍼術灸術取締規則」の第 4 条では、4 年制の指定校を卒業すれば鍼灸按摩術の営業免許の取得が可能であることを規定している¹⁸⁾。また、内務省は「指定校卒業者は無試験免許としたので、各盲学校は指定基準に見合う設備・教育内容・教員資格等の整備を迫られた」¹⁹⁾。このように、盲啞学校は内務省から指定校認可を得るために、技芸科を整備する必要に迫られた。

1912(大正元)年の時点で、65 校の盲啞学校の内、指定校認可を得ることができていた盲啞学校は 28 校と全体数の 3 分の 1 を超えていた²⁰⁾。名古屋市立盲啞学校では学校創設時に 4 年制の鍼灸科を設置していたが、4 年間という就学年限が生徒には困難であることから 2 年という乙種の鍼灸科加設を申請するに至っている²¹⁾。

このように、内務省令によって、鍼灸按摩業は免許鑑札制となったが、それはなぜだろうか。

坂井建雄・澤井直・滝澤利行・福島統・島田和幸は、「我が国の医学教育・医師資格付与制度の歴史の変遷と医学校の発展過程」で、医師資格付与制度の変遷について述べている。それによると、明治政府が 1889(明治 2)年にドイツ医学を採用し、その 5 年後に「医制」を発令するまで、医師は身分に関わらず参入できる職業であり、徒弟制度も存在し、漢方医学、蘭方医学を折衷して医療行為を行っていた²²⁾。

「医制」は、開業免許の認可という性格をもっており、開業免許の目的としては、医師に西洋医学の専門性を求め、開業による営利追求を認める²³⁾のものであった。また、「医制」に基づいて医師開業試験が行われることとなったが、試験は全国統一的なものへと変貌し、その結果予備校的な医学校が急増した²⁴⁾。「医制」の規定に基づいた東京医学校(東京大学医学部)や一定の条件を具えた医学校の卒業生は、無試験で医師の開業免許が下付された²⁵⁾。

医師免許資格取得の変遷と、鍼灸按摩師の徒弟制度から免許監札が導入された過程は、①専門性の担保を目的としたという点、②開業免許取得のために試験が導入されたことで医学校が急増した点、③一定条件を満たした学校の卒業生は無試験で開業免許・免許鑑札が得られた点で共通している。

医師に求められたものは西洋近代医学に基づく専門性であったが、鍼灸按摩師は、東洋医学に基づく専門性の担保のため、そして、開業による営利追求の容認といった政府の意図をもって導入されたと捉えられる。

このように、盲啞学校は、徒弟制度に代わって視覚障害者の職業技能をカリキュラム化して教授する場となり、視覚障害者は、鍼灸按摩術の開業資格取得のために盲啞学校の就学を目指すようになった。私学において視覚障害者就学者が聴覚障害者数よりも多かった傾向は、私立長崎盲啞学校にも見られる²⁶⁾一方で、私立福岡盲啞学校では聴覚障害者数が視覚障害者数を上回っている²⁷⁾というように、就学者数の傾向は地域的な偏向はあったが、全国的には視覚障害者の就学者数が増えたことで、盲啞学校の社会的存在意義が高まり、結果として盲啞学校数の増加につながったと捉えられる。

4 おわりに

本稿では、1900 年代の盲啞学校における視覚障害就学者数の増加の要因とその背景について考察をした。

視覚障害就学者数増加の要因としては、まず、失明傷痍軍人への教育保障をあげた。背景として、日露戦争後の失職した傷痍軍人増加による処遇の問題を取り上げ、考察した。傷痍軍人の職業保護、職業再教育については、国の重要な課題であったことから、東京官立盲啞学校では、1 年から 2 年間の失明

軍人講習会を開催した。卒業者は出身地で盲啞学校を設立した。軍人後援会は、このような講習会を各道府県で行っていたのではないかと考えられる。このことが、盲啞学校における視覚障害就学者数の増加につながった。

要因の2点目としては、視覚障害者の職業としての鍼灸按摩術の習得が、徒弟制度から学校制度へと移行したことである。視覚障害者の職業は中世より徒弟制度という教育形態があり、職業技術の伝達が行われていた。ところが、鍼灸按摩業が、内務省令第十号「按摩術営業取締規則」及び同第十一号「鍼術灸術取締規則」によって、1911(明治44)年から免許監札制となったことが伝統的な徒弟制度の機能を徐々に失わせていくことになった。

免許取得には医学試験が課されたため、徒弟制度の親方層は徒弟教育の能力を失い、親方層に代わる徒弟教育の機能を盲啞学校が引き受けることになった。内務省令が免許監札制度に指定校認可制を導入したため、技芸科での職業教育はカリキュラム化された。

鍼灸按摩術がなぜ免許監札制になったかという点については、「医制」(1874[明治7]年)成立前後の医師免許資格取得の変遷から、共通点を探り出し、鍼灸按摩師になるために、カリキュラム下で専門性を身に付け、開業した上で営利追求を認可するという政府の医学分野での目的が付加されたと結論づけた。

視覚障害者は、鍼灸按摩師として開業するために、免許鑑札が必要となり、主な取得の場が鍼灸講習所や盲人教育会であり、技芸科を併置する盲啞学校となった。

1900年代に急増した盲啞学校において、その増加の顕著な現象は、視覚障害者の就学によるものであり、その要因は、社会的問題の解消、または、医学分野における専門性の構築・開業認可のために技芸科が必要とされたからであった。技芸科が徒弟制度から学校制度へ移行し、カリキュラム化された過程には、地域的、技能的に均質な専門性の構築、視覚障害者の職業保護という機能が内在した。これらの機能は、現在の視覚支援学校における専攻科へ継承されている。

【注】

- 1) 吉田直美「日本における盲啞学校の展開に関する研究-愛知県内盲啞学校3校を中心にして-」名古屋大学大学院博士学位論文、2019、3月。
- 2) 文部省編『日本帝国文部省第二十四年報』1896、p.142.
- 3) 文部省編『日本帝国文部省第四十年報』1912、p.76.
- 4) 文部省編『日本帝国文部省第四十七年報 下巻』1919、p.121.
- 5) 川本宇之介『総説特殊教育』湘南出版社、1954、p.57.
- 6) 文部省編『日本帝国文部省第四十年報』(前出)、pp.79~80.
文部省編『盲聾教育八十年史』1958、pp.47~64.
- 7) 文部省編『日本帝国文部省第四十年報』(前出)、p.79.
- 8) 上田早記子「失業者対策と傷痍者対策の重複-障害者に対する職業訓練のふりわけ-」『大谷大学研究年報』第67号、2015、p.129.
- 9) 上田早記子「傷痍軍人職業保護対策に整形外科医が果たした役割」『神戸医療福祉大学紀要』17巻(1)、2016、p.129.
- 10) 東京盲学校編『東京盲学校六十年史』1935、p.249.
- 11) 文部省編『盲聾教育八十年史』(前出)、pp.56~57.
- 12) 東京盲学校編『東京盲学校六十年史』(前出)、p.249.
- 13) 文部省編『盲聾教育八十年史』(前出)、pp.56~57.
- 14) 加藤康昭『盲教育史研究序説』1972、pp.31~32.
- 15) 印刷局『官報』第8444号、1911、8月14日、p.257.
- 16) 加藤康昭『盲教育史研究序説』(前出)、p.35~36.
- 17) 同上、p.35~36.
- 18) 印刷局『官報』(前出)。
- 19) 加藤康昭『盲教育史研究序説』(前出)、p.36.
- 20) 名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』1922、p.42.
- 21) 名古屋市立盲啞学校「乙種按摩科設置理由」大正七年二月二十日『大正六年起 学則変更に関する申請及認可書』1917~1922.
- 22) 坂井建雄・澤井直・滝澤利行・福島統・島田和幸「我が国の医学教育・医師資格付与制度の歴史

的変遷と医学校の発展過程』『医学教育』2010、41 巻第 5 号 p.338.

- 23) 同上、p.339.
- 24) 同上、p.339.
- 25) 同上、p.339.
- 26) 菅達也「明治・大正期における盲啞学校の支援組織に関する歴史的研究」長崎純心大学大学院博士学位論文、2017 年 3 月、pp.75～76.
- 27) 佐々木順二・中村満紀男「大正期の福岡盲啞学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念」『心身障害学研究』25 巻、2001、p.113.

【参考文献】

文部省編『日本帝国文部省年報』第 7 年報～第 51 年報、1879～1924.

※本研究は令和 5 年度に実施し、当時佐賀大学教育学部教授松山郁夫氏から、九州生活福祉支援研究会研究論文集における研究論文の書き方について助言を受けて作成したものである。